

当協議会では、令和4年9月26日より「飲食業・宿泊業支援専門窓口」を設置しました。

これは、新型コロナの影響が長期化する中、引き続き厳しい状況に直面している飲食業・宿泊業の事業者の方々に対し、中小企業活性化協議会の存在および各種支援策（収益力改善・事業再生・再チャレンジ）をご紹介するとともに、必要な際にはご相談いただきやすいよう、広く呼びかけることを目的として設置したものです。

中小企業活性化協議会では、従前より様々な業種の中小企業・小規模事業者からご相談をお受けしています。また、事業者の規模（年商・従業員数など）に関わらず、幅広くご相談をお受けしていますので、お気軽にご相談ください。秘密厳守・相談無料です。

※当協議会では、融資および融資のあっせん等は行っておりません。また、当窓口では、飲食業・宿泊業の事業者の方々への特別な資金支援策（資金貸付、補助金・助成金など）は有しておりませんので、あらかじめご了承ください。

※相談をご希望の際は、当協議会HPの「相談申込フォーム」からお申し込みください。追って、担当者より連絡いたします。